

6ページの表1にある③～⑤の障害については、別表1の「日常生活動作評価表」で評価・算定し、1～8の動作で評価点の合計が10点以上になると単一の障害で支給される場合があります。

別表1 日常生活動作評価表

| 動作 | 評価 |
|-----------------------------|----|
| 1. タオルを絞る(水を切れる程度) | 点 |
| 2. とじひもを結ぶ | 点 |
| 3. かぶりシャツを着て脱ぐ | 点 |
| 4. ワイシャツのボタンを留める | 点 |
| 5. 座る(正座・横座り・脚なげだしの姿勢を持続する) | 点 |
| 6. 立ち上がる | 点 |
| 7. 片足で立つ | 点 |
| 8. 階段の昇降 | 点 |
| 合計 | 点 |

- 一人でできる場合・・・0点
- 一人でできてもうまくできない場合・・・1点
- 一人ではまったくできない場合・・・2点

注)評価表中「2. とじひもを結ぶ」の動作については、次の基準で採点してください。

- 5秒以内にできる・・・0点
- 10秒以内にできる・・・1点
- 10秒以内ではできない・・・2点

注)評価表中「3. かぶりシャツを着て脱ぐ」および「4. ワイシャツのボタンを留める」の動作については、次の基準で採点してください。

- 30秒以内にできる・・・0点
- 1分以内にできる・・・1点
- 1分ではできない・・・2点

評価の説明

重度心身障害者
医療費助成制度



重度心身障害者の健康を確保するため、心身に重度の障害のある方が病院などで診療を受けたときに支払う保険診療費の自己負担分を助成します。

【対象となる方】

- ① 身体障害者手帳1・2級所持者
- ② 知能指数が35以下の方
- ③ 身体障害者手帳3級程度の障害であつて、知能指数が50以下と判定された方

【手続きに必要なもの】

- ▼ 身体障害者手帳(療育手帳)または障害を証明する書類
- ▼ 加入健康保険証
- ▼ 本人名義の預金通帳、印鑑(スタンプ印を除く)

【申請・問合せ先】

本庁高齢・障害福祉課または各支所 市民福祉課

【認定になったら】

資格者証を交付しますので、医療機関にかかる際に健康保険証と一緒に提示してください。後日、自己負担相当額を指定の口座に振り込みます。

ご存じですか。
障害者への各種助成制度

特別障害者手当支給制度

この制度は、20歳以上の在宅で特別な介護を必要とする方を対象としています。



【特別障害者手当の対象となる障害程度】

- a) 表1の①～⑦に規定する身体の機能の障害、もしくは病状または精神の障害が二つ以上の方
- b) 表1の①～⑦に規定する身体の機能の障害、もしくは病状または精神の障害が一つあり、かつ、それ以外の国民年金障害基礎年金の1級に該当する程の障害が重複し、その状態が表1の①～⑦までと同じ程度以上と認められる方
- c) 表1の③～⑤に規定する身体の機能の障害が一つあり、それが特に重度のため、③～⑤以外のほかの障害と合わせると前項と同じ程度以上と認められる方
- d) 表1の⑥または⑦に規定する病状、または精神の障害が一つあり、それが前項と同じ程度と認められる方

【表1】

- ① 両眼の視力の合計が0.04以下
- ② 両耳の聴力のレベルが100デシベル以上
- ③ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの、または両上肢のすべての指を欠く、もしくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- ④ 両下肢の機能に著しい障害を有する、または両下肢を足関節以上で欠くもの
- ⑤ 腰掛、正座、横座り、および長座位などの動作ができない程度、または立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- ⑥ ①から⑤までに掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が①から⑤までと同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の動作が難しい程度のもの
- ⑦ 精神の障害であつて、①から⑥までと同程度以上と認められる程度

【表2】

| 扶養親族などの数 | 本人 | | 配偶者および扶養義務者 | |
|----------|-----------|-----------|-------------|-----------|
| | 収入額(円) | 所得額(円) | 収入額(円) | 所得額(円) |
| 0人 | 5,180,000 | 3,604,000 | 8,319,000 | 6,287,000 |
| 1人 | 5,656,000 | 3,984,000 | 8,596,000 | 6,536,000 |
| 2人 | 6,132,000 | 4,364,000 | 8,832,000 | 6,749,000 |
| 3人 | 6,604,000 | 4,744,000 | 9,069,000 | 6,962,000 |
| 4人 | 7,027,000 | 5,124,000 | 9,306,000 | 7,175,000 |
| 5人 | 7,449,000 | 5,504,000 | 9,542,000 | 7,388,000 |

次の方は、対象となりませんので、ご注意ください。
○ 本人、配偶者、扶養義務者の前年所得が【表2】にある一定額を超えている方
○ 特別養護老人ホームなど、施設に入所している方(通所施設は含まれません)
○ 病院または診療所への入院が3カ月を超えた場合

【手続きに必要なもの】

- ▼ 所定の認定請求書、診断書、実態調査記録表、所得状況届
- ▼ 課税証明書(市町村証明のあるもの)
- ▼ 全世帯員の住民票の写し

* 受給者が公的年金を受給しているときは、受給証明書などの写し

【支給内容】

- 支給金額 月額2万6440円
- 支給回数 4回(2月・5月・8月・11月)

● 支給方法 指定の口座に振り込みます。

【申請・問合せ先】

本庁高齢・障害福祉課または各支所 市民福祉課

